

令和 7 年 第12回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和 7 年 7 月 31 日（木）午前 9 時 30 分

場 所：教育委員会室

令和 7 年 7 月 31 日

東京都教育委員会第12回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第 4 3 号議案から第 4 5 号議案

令和 8 年度使用都立小学校、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について

第 4 6 号議案から第 5 1 号議案

令和 8 年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用教科書の採択について

第 5 2 号議案

東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則の制定について

第 5 3 号議案及び第 5 4 号議案

東京都公立学校教職員の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

（1）東京都公立学校教職員の懲戒処分について

教 育 長

坂 本 雅 彦

委 員

秋 山 千 枝 子

委 員

北 村 友 人

委 員

宮 原 京 子

委 員

高 橋 純

委 員

萩 原 智 子

事務局（説明員）

教育長（再掲）

坂 本 雅 彦

教育監

瀧 沢 佳 宏

総務部長

山 本 謙 治

都立学校教育部長

佐 藤 直 樹

指導部長

山 田 道 人

人事部長

秋 田 一 樹

（書 記）

総務部教育政策課長

小 川 謙 二

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和 7 年第12回定例会を開会します。

本日は、読売新聞社ほか 1 社からの取材と、14名の傍聴の申込みがございました。
また、読売新聞社ほか 1 社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。許可をしてもよろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、許可をいたします。入室をしてください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処します。

なお、拍手等により可否を表明することや、入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないといった行為も退場命令の対象となります。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、北村委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 6月26日の令和 7 年第10回定例会議事録については、既に御覧を頂いたと存じますので、よろしければ承認を頂きたいと存じます。よろしいですか。
—— 〈異議なし〉 ——では6月26日の令和 7 年第10回定例会議事録については承認いただきました。

また、7月10日の令和 7 年第11回定例会議事録を配布しておりますので、御覧いただき、次回の定例会で承認いただきたいと存じます。

次に、非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第53号議案及び第54号議案、並びに報告事項（１）につきましては、個人情報に関する案件でございますので、非公開としたいと存じますが、よろしいですか。—— 〈異議なし〉 ——では、ただいまの件につきまして、そのように取り扱います。

議 案

第４３号議案から第４５号議案

令和８年度使用都立小学校、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について

第４６号議案から第５１号議案

令和８年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用教科書の採択について

【教育長】 それでは、第43号議案から第45号議案まで「令和８年度使用都立小学校、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について」と第46号議案から第51号議案まで「令和８年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用教科書の採択について」の審議に先立って申し上げます。

本件に関連しまして、高橋委員から、教育出版株式会社発行の教科書及び指導書の執筆に携わっている旨、事前にお申出をいただいています。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第６項において、教育委員会の委員は自己の従事する業務に直接の利害関係があるものについては、その議事に参与することができない、とされております。そのため、教育出版株式会社発行の教科書が議事の対象とならない教科・種目と対象となる教科・種目の議案に分け、議事を進めてまいります。

また、教科書発行者名については、略称で記載、又は読み上げさせていただきます。机上に発行者の正式名称と略称を記載した発行者一覧を配布しておりますので、御了承ください。

それではまず、教育出版発行の教科書が対象とならない教科・種目の教科書採択の議事を行います。それでは、第43号議案及び第44号議案、並びに、第46号議案から第

48号議案の議事に入ります。各議案の説明を一括して指導部長よりお願いします。

【指導部長】 これまでの定例会で報告してまいりました、「東京都教科用図書選定審議会」の答申を踏まえ、都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校の小学部・中学部において、令和８年度に使用する教科書の採択についての御審議をお願いいたします。

まず、教育出版株式会社発行の教科書が議案の対象とならない案件は５議案です。文部科学省検定済教科書について説明いたします。

第43号議案及び第44号議案資料１ページを御覧ください。第43号議案、都立立川国際中等教育学校附属小学校では、令和８年度から家庭の授業が行われることから、新たに採択いただくものでございます。次に、同資料、第44号議案の、都立小学校、都立中学校及び都立中等教育学校の前期課程で使用する教科書についての採択でございます。

次に、第46号議案から第48号議案資料のうち、第46号議案は、都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する文部科学省検定済教科書についての採択でございます。

続いて、第47号議案は、文部科学省著作教科書についての採択でございます。文部科学省著作教科書は、障害のある児童・生徒が学習内容をより良く理解できるよう、教育部門に応じて文部科学省が著作・編集した教科書についての採択でございます。

そして、第48号議案の知的障害特別支援学校等において使用する、学校教育法附則第９条第１項の規定による教科書（一般図書）についての採択でございます。一般図書として発行される点字教科書、拡大教科書及び「令和８年度使用特別支援教育教科書調査研究資料」に掲載している一般図書を一覧にし、別紙、「令和８年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用 学校教育法附則第９条第１項の規定による教科書（一般図書）採択一覧」として掲載しております。

それでは、採択に先立ちまして、採択方法について御確認いただければと存じます。よろしくお願いいたします。

【教育長】 各委員の皆様には、一定の時間の中で効率的に議事を進めていくことができるよう、これまでの教育委員会において、「教科書調査研究資料」と「教科書採択資料」について、報告をいたしました。また、各委員におかれましては、都立小

学校第5学年で使用する家庭の小学校用教科書見本をあらかじめ御覧いただき、これらの各種資料等を参考にして、小中高一貫教育及び学校の特色を踏まえ、採択する教科書について、各自、十分に御検討いただき、御意見の整理をしていただいていると考えます。

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。議案の採決の方法について申し上げます。まず、令和8年度使用都立小学校用教科書の採択は、第43号議案の都立小学校で使用する教科書について、学校ごと、教科、種目ごとに各委員が採択すべきと考える教科書が無記名で投票していただき、多数決で決定したいと思います。なお、投票結果が同数となった場合は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第4項に基づき、教育長が決することとなります。採択方法について、御確認を頂けましたでしょうか。よろしいでしょうか。———〈異議なし〉———

その他、第44号議案及び第46号議案から第48号議案までの教科書については、法令の規定により、4年間同一の教科書を使用すると定められていることなどを踏まえ、採択をしてまいりたいと思います。以上の採択方法でよろしいでしょうか。———〈異議なし〉———

採択方法について、ただいま御確認いただきました。また、議事の円滑な進行のため、投票集計中に審議を進めていきたいと考えますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これから議案に従って審議を進めてまいります。まず、第43号議案、令和8年度に都立小学校で使用する文部科学省検定済教科書の採択について、審議を行いたいと思います。指導部長より、説明をお願いいたします。

【指導部長】 それでは、第43号議案及び第44号議案資料の1ページを御覧ください。第43号議案は、都立小学校で使用する「文部科学省検定済教科書」の採択についての議案でございます。小中高一貫教育及び、学校の特色を踏まえ、立川国際中等教育学校附属小学校に適した教科書の採択を行っていただきます。

資料3ページの、「文部科学省検定済教科書発行者一覧」に記載された発行者の中から、「教科（種目）ごとに1種」の教科書の採択を行っていただきます。

それでは、御審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】 それでは、先ほど確認しましたとおり、都立小学校で使用する文部科

学省検定済教科書（家庭）については、無記名投票により採決したいと思います。

第43号議案の採択意見記入用紙の配布をお願いします。

記入用紙は1枚です。お手元にございますでしょうか。仕切りを設置しますので少々お待ちください。

それでは、1社を選んで○をつけてください。お願いいたします。皆様、御記入はお済みになりましたでしょうか。よろしいでしょうか。そうしましたら、事務局が回収と集計をこれからいたします。また、仕切りを撤去いたしますので少々お待ちください。

それでは、第43号議案の都立小学校用教科書（家庭）の教科書採択については、現在集計をしておりますので、引き続き第44号議案及び第46号議案から第48号議案について、審議を行いたいと思います。各議案の説明を一括して指導部長よりお願いします。

【指導部長】 それでは、第44号議案について説明いたします。第43号議案及び第44号議案資料の4ページ、5ページを御覧ください。都立小学校用教科書の「家庭」以外は、令和5年度に新たに採択いたしました。また、都立中学校及び中等教育学校（前期課程）用教科書は、令和6年度に新たに採択をいたしました。義務教育諸学校の教科書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第14条及び同法施行令第15条第1項により、通常4年間同一の教科書を採択することが定められております。よって、この度は昨年度採択いただきましたものと同じ教科書を採択していただくこととなります。4ページの別紙、「令和8年度使用都立小学校用教科書採択一覧」及び、5ページの別紙、「令和8年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書採択一覧」に記載のあるとおりでございます。

次に、第46号議案について説明いたします。第46号議案から第48号議案資料の1ページを御覧ください。都立特別支援学校の小学部及び中学部用の文部科学省検定済教科書も小学部は令和5年度、中学部は令和6年度に新たに採択をいたしました。こちらにも同様に、規定により、通常4年間同一の教科書を採択することが定められております。よって、この度は昨年度採択していただいたものと同じ教科書を採択していただくこととなります。

そして、特別支援学校（小学部）の教科書については、2 ページ別紙、「令和 8 年度使用都立特別支援学校（小学部）用文部科学省検定済教科書採択一覧」に記載のありとおりです。同様に、特別支援学校（中学部）の教科書については、3 ページ別紙、「令和 8 年度使用都立特別支援学校（中学部）用文部科学省検定済教科書採択一覧」に記載のありとおりです。

続いて、第47号議案、都立特別支援学校（中学部）で使用する文部科学省著作教科書の採択について説明いたします。著作教科書は、障害のある児童・生徒が学習内容をよりよく理解できるよう、教育部門に応じて文部科学省が著作・編集した教科書でございます。文部科学省が作成した、「特別支援学校（小・中学部）用教科書目録（令和 8 年度使用）」に登載されている全ての教科書を一覧にし、別紙、「令和 8 年度使用都立特別支援学校（中学部）用教科書採択一覧（文部科学省著作教科書）」として掲載しております。4 ページが、知的障害者用の文部科学省著作教科書の一覧でございます。

続きまして、第48号議案、知的障害特別支援学校等において使用する、学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科書（一般図書）の採択について説明いたします。一般図書として発行される点字教科書、拡大教科書及び「令和 8 年度使用特別支援教育教科書調査研究資料」に掲載している一般図書を一覧にし、別紙、「令和 8 年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科書（一般図書）採択一覧」として掲載しております。視覚障害のある児童・生徒のために作成された、点字版一般図書を 5 ページに、拡大版一般図書を 6 ページから 7 ページに示しました。これらは、文部科学省から通知等があったものを参照しております。また、「学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科書（一般図書）」については、審議会答申では 8 ページから 33 ページまでの別紙、「令和 8 年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科書（一般図書）採択一覧」を採択する際の資料として適切であるとしており、これらを一括して採択することを決定したいと思いますがいかがでしょうか。

それでは、御審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、第44号議案及び第46号議案から第

48号議案については、これらを一括して採択することを決定したいと思いますよろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——

それでは、資料のとおり採択をいたします。

次に、教育出版発行の教科書が対象となる教科・種目の教科書採択の議事を行いますので、高橋委員には、ここで御退席いただきます。

それでは、第45号議案及び第49号議案から第51号議案の議事に入ります。各議案の説明を一括して指導部長よりお願いいたします。

【指導部長】 それでは、第45号議案について説明いたします。第45号議案資料の2ページから4ページを御覧ください。先ほど申し上げました、第44号議案と同様、都立小学校用教科書の家庭以外は、令和5年度に、新たに採択いたしました。また、都立中学校及び中等教育学校（前期課程）用教科書は令和6年度に、新たに採択いたしました。義務教育諸学校の教科書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第14条及び同法施行令第15条第1項により、通常4年間同一の教科書を採択することが定められております。よって、この度は昨年度採択いただきましたものと同じ教科書を採択していただくこととなります。2ページの別紙、「令和8年度使用都立小学校用教科書採択一覧」及び、3ページから4ページの別紙、「令和8年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書採択一覧」に記載のあるとおりでございます。

続きまして、第49号議案です。こちらも先ほどの都立特別支援学校の小学部及び中学部用文部科学省検定済教科書と同様に、小学部は令和5年度、中学部は令和6年度に、新たに採択をいたしました。こちらも同様の規定により、通常4年間同一の教科書を採択することが定められております。よって、この度は昨年度採択いただきましたものと同じ教科書を採択していただくこととなります。

そして、特別支援学校（小学部）用教科書については、2ページの別紙、「令和8年度使用都立特別支援学校（小学部）用文部科学省検定済教科書採択一覧」に記載のあるとおりでございます。同様に、特別支援学校（中学部）用教科書については、3ページの別紙、「令和8年度使用都立特別支援学校（中学部）用文部科学省検定済教科書採択一覧」に記載のあるとおりでございます。

続きまして、第50号議案、都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する文部科学省著作教科書の採択について説明いたします。先ほど、説明を申し上げました、第47号議案と同様、障害のある児童・生徒が学習内容をより良く理解できるよう、教育部門に応じて、文部科学省が著作・編集した教科書のことです。4ページから10ページまでが、視覚障害者用〔点字版〕の文部科学省著作教科書の一覧、11ページが聴覚障害者用の文部科学省著作教科書の一覧、12ページから13ページが知的障害者用の文部科学省著作教科書の一覧でございます。

次に、14ページを御覧ください。第51号議案、知的障害等特別支援学校等において使用する学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（一般図書）の採択でございます。こちらについても、先ほど、説明申し上げました第48号議案と同様のものです。

視覚障害のある児童・生徒のために作成された点字版の一般図書を14ページに、拡大版の一般図書を15ページから18ページに示しました。これらは、文部科学省から通知等があったものを参照しております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、第45号議案及び第49号議案から第51号議案については、これらを一括して採択することを決定したいと思いますよろしいでしょうか。——— 〈異議なし〉 ———

それでは、資料のとおり採択をいたします。

それでは、先ほどの都立小学校用教科書の投票結果について、集計作業が終了したようですので、高橋委員に改めて御入室を頂きます。

それでは、第43号議案の審議を行います。投票結果について確認をさせていただきます。事務局より配布いたします。

それでは、第43号議案、「令和8年度使用都立小学校用教科書の採択について」の投票結果を指導部長より説明をお願いいたします。

【指導部長】 それでは、第43号議案の都立小学校用教科書「家庭」について説明いたします。

先ほど、投票していただいた結果は、ただいま配布いたしました、「令和8年度使

用都立小学校用文部科学省検定済教科書採択一覧」にまとめております。以上でございます。

【教育長】 それでは、結果の確認を行います。なお、最初に説明いたしましたとおり、発行者の確認は略称にてさせていただきます。正式名称は、参考資料「発行者一覧」のとおりです。

第43号議案、令和8年度に都立小学校で使用する家庭の文部科学省検定済教科書の投票結果について、「東書」4票、「開隆堂」2票、以上、多数決の結果により、「東書」で決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉

以上で教科書の投票結果について確認が終了いたしました。それでは、令和8年度に都立小学校、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）、都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書の採択については、このとおり決定いたします。なお、採択の理由については、事務局において整理し、各委員に御確認をいただいた上で、取りまとめて速やかに公表いたします。

それでは、第43号議案から第51号議案までの教科書採択につきましては、以上です。

第52号議案

東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則の制定について

【教育長】 続きまして、第52号議案「東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を、都立学校教育部長よりお願いいたします。

【都立学校教育部長】 第52号議案資料を御覧ください。東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則の制定について説明いたします。

まず「1 改正理由」は、東京都西部学校経営支援センター支所の移転に伴い、規定を整備する必要があるがございます。

次に「2 改正内容」は、同規則第10条第1項の東京都西部学校経営支援センター支所の項位置の欄、下に表がございますが、右側の現行の「小平市花小金井一丁目

六番二十号」を左側の「東村山市本町一丁目二十三番地九」に改めるものです。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございませんか。

—— 〈異議なし〉 ——

御質問、御意見がございませんようですので本件につきましては、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——

それでは、本件につきましては、原案のとおり承認を頂きました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

8月28日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について教育政策課長からお願いします。

【教育政策課長】 次回の定例会でございますが、8月28日木曜日午前10時から教育委員会室で開催したいと存じます。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、次回の定例会については8月28日木曜日午前10時から開催したいと存じますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——

それでは、これ以降は非公開の審議に入ります。

(午前10時03分)